

平成29年 第3回 定例議会 一般質問

質問事項 情報管理について (一問一答方式)
(一部の言語使い及び語尾等を校正しています)

青野 敏

2003年5月個人情報保護法が成立し、個人情報の不正利用や情報漏えいに対する社会的不安を軽減し個人の権利と利益を保護することを目的として、2005年4月より全面施行をされております。

その内容としては、個人情報の適正な管理、利用目的の明確化、不正取得の禁止などの定めがあるとともに、氏名、生年月日、性別住所など、個人を特定しうる情報を扱う企業、団体、自治体などに対してその目的外に利用したり、第三者へ情報提供したりすることを制限し安全な管理を義務づけ、適正な利用を定めた法律であります。

また、近年急速に情報通信技術やグローバル化が発達したことに対する対策として、定義の明確化、個人情報の適正な活用、流通の確保、グローバル化への対応等を目的として、2015年に成立した改正個人情報保護法が今年5月30日より全面施行されております。

改正方法のポイントとしては、個人情報保護委員会の新設、個人情報の定義の明確化、個人情報の利活用するための整備、名簿屋対策、取扱い個人情報人数の規制の廃止等が新たに追加をされております。

個人情報に関する法律制定後もいまだに個人情報を悪用した不正アクセスによる多くの事件が発生をしている現状を踏まえて、情報管理全般についてお伺いをさせていただきます。

1点目として、本町の情報管理体制及び個人情報を使用した履歴等の管理全般についてお伺い致します。

谷 町長

それでは、お答えをさせていただきます。

鷹栖町では住民のさまざまな個人情報管理するため、個人情報の安全管理責任を総合的に担う副町長を筆頭に各課で保有する個人情報を各課長が管理し、総務企画課長が業務全体の個人情報の運用状況を監督する体制をとっています。

税情報や医療福祉介護など特に重要な情報については、マイナンバーを扱う各行政機関の特定なシステム以外とつながっておらず、外部からアクセスすることはできません。

当町においては、税や福祉といった重要な個人情報にアクセスする情報を職員個々に制限しているほか、使用する各業務システムやパソコン自体に生態（静脈認証）を行っています。

各システムは、誰がどんな作業をしたかの履歴として残る仕組みになっており、システム情報の不正利用抑止となってございます。

今後も情報技術セキュリティに関する技術情報の収集や研究を行い、住民の大切な個人情報の取扱いに万全を期すよう努めていきたいと存じます。

青野 敏

最初に府内全体のシステムについてお伺いさせていただきます。

1点目として、情報管理に関する府内規定があると思いますが、その中で情報保護の指針と情報保護に関する管理者が選任されていると思いますがどうでしょうか。

谷 町長

質問に答えさせていただきます。

それらについては規則で定めてございまして、管理者等は先ほどのお話をしたように個人情報については各課長が管理をしておりますし、全体の個人情報の運用を確認する責任者は総務企画課長ということになってございます。

青野 敏

町長の答弁では個人情報の保護管理者が総務課長ということよろしいでしょうか。

それでは定期的に総務課長が管理・点検を行っていると思いますけども、どの程度の期間で行っているのでしょうか。

毎月1回なのか、3カ月に1回、若しくは6カ月に1回行っているのか、決めがあるのかについて伺います。

総務企画課長

質問の履歴確認の件ですが、データ的にはその履歴の確認の部分については定例的に月に1回見ていますが、中身的にはその情報が全く関係ない部分であるかどうかといった確認だけになっております。

基本的には、履歴が残って確認されるといった部分の抑制コースというかの不正の抑制防止につながればと協議させていただいております。

青野 敏

今は月に1回確認をしているということで伺いました。

その中では恐らくパソコンを使用する職員が大方だと思いますが、職員のコンプライアンスに関する勉強会についてはどの様に実施しているのか、定期的に行っているのか新人研修などで行っているのかについて伺います。

総務企画課長

平成26年には職員向けに守秘義務といった部分のコンプライアンスを実施しております。その他、新しく入った職員新人の方については4月に研修をしておりますし、2年目4年目の若手職員に対しても上川町村会で行われています研修会がありますので、そちらのほうでコンプライアンスの研修といったことで実施しております。

青野 敏

それぞれ研修会ですかセミナーについては情報管理での大事な部分ですから、職員の方々に研修を受ける機会も行政として参加をする指導も行っていただきたいと思っております。

また、コンプライアンスというのは日々の積み上げだと思いますので、職員の方々も含めて行政全体でコンプライアンスの日を設定し確認する事についてはどうでしょうか。

谷 町長

今の質問の関係ですが全国的に見ても様々な事件事故等が起こってございます。

そういうような事例を題材にして、課長連絡協議会の毎月 1 回の会議や庁内会議に情報を提供しながら、職員に万が一のことがないように指導してございますので、特別にコンプライアンスの日を設けるというのは現在のところ考えてございません。

青野 敏

そういう形で設定しなくても隨時行っているということでしょうから、総務企画課長を中心として今後の対応をお願い致します。しかし、情報の管理というよりも不正に情報を搾取する技術もどんどん発達をしているわけですから、その事についても研修ですかセミナーの中でも情報提供しながら勉強していただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1 点目は、これで終わります。

2 点目の質問を致します。

改正個人情報保護法では扱う個人情報が 5000 人分以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止して、扱う個人情報が 5000 人分以下の小規模事業者やN P O 法人、更には、町内会・団体・サークルなども規制対象となりました。

本町においても、多くの団体が新たにその対象者となりますけれども、改正個人情報保護法の内容に関する研修会の開催や、具体例を示したマニュアルを作成し説明会をするなどの対応を行政が中心となり行う必要があると考えますけども、町長のお考えを伺いさせていただきます。

谷 町長

平成 27 年に成立した改正個人情報保護法が今年 5 月 30 日から全面施行されたことにより、今まで適用除外となっていました 5000 人以下の事業者にも適用され小規模事業者及び町内会や P T A 、サークル等幅広い範囲が対象者となりました。

そのため、今年の 3 月には福祉関係団体、サロン見守り活動隊、町内会、議員の皆様にも御案内をさせていただき、個人情報保護法の改正に関する研修会に弁護士を講師に迎え実施してございます。

また商工会に加入している全事業者には、昨年の5月に商工会より会報等を通じ周知していると聞いています。

しかしながら、全関係団体に対して周知不足といった点もございますので、町内に町広報誌で全面的な周知を図り、町内会を始めとする関係団体には今年度中に研修会を開催し情報提供させていただきたいと考えてございます。

青野 敏

説明会の開催や広報誌の掲載及び関係者に対する研修会を開催するというお話がありましたが、是非とも実施していただきたいと思います。

また、ある自治体では大変わかりやすい内容を広報誌に掲載して発行しているところもありますので宜しくお願ひ致します。

更に、個人情報保護法の中ではやはりQ&Aと言いますか、どういうことが法に抵触するのか、またどういうことであれば大丈夫なのかの問答集的な表現も分かり易いと思ひますので参考にして頂ければと思ひますが如何でしょうか。

谷 町長

3月に行われた研修会には、個人情報保護委員会の資料を使い説明をさせていただき、その中では大変わかりやすい説明もございますしマニュアルもございます。

特に、町内会・各団体ではそのまま使えるような大変わかりやすい資料になってございますので、これらを使いながら研修会も行いたいと考えてございますし、広報等の掲載についても工夫をしてまいりたいと存じます。

青野 敏

分かり易い資料を作成して、再度説明会を開催していただくということでお話がありました。

また、改正個人情報保護法の中では各団体の責任者が会員名簿等の情報を適正に管理する事が求められており、責任者として過剰に反応して町内会や各団体の活動に支障をきたす事が無いように行政が後押しする事も大事な事と考えますが町長のお考えは。

谷 町長

一般町民の過剰な反応ということで危惧されているというお話でしたけども、これについても3月の研修会で弁護士が言っておりましたけども内容がわからぬで過剰に反応するのが1番怖いというようなお話もされてございました。

1番最初に利用目的をあらかじめ特定するとか、本人の了承を得るということも大事になってきますし、名簿を作成した場合は使用目的を明確にして外部に持ち出さない禁持参といいましょうか、一語をつけ加えることもマニュアルの中で書いてございますし説明の中でもおっしゃっていただきました。

また、同意がなくても災害や人の命に関する事や財産を守る場合については、その名簿を活用しても良いということで法の中でも明記されておりますので、町内会の方々に

は説明をして町内活動にも支障のないように説明をしたいというふうに考えてございます。

青野 敏

町長から説明会の開催や広報活動の中でも分かり易い関係資料を作成して、全町民に對して広報活動を行なう話がありましたから是非とも早急に行政が中心となって、町民及び団体等の方々が不安を抱かせないように対応をお願い致します。

先般の広報紙にも載っておりましたが個人情報を使用した郵便物ですとか、裁判所関係のはがきが郵送されるなどの他、携帯電話に連絡をくれなければ裁判になりますだとかなど様々な形で情報を悪用した犯罪行為が発生している現状であります。

行政が中心となり町民の安全を守るという意識の中で対応をして行かなければならぬいと思いますけども、最後のことについても町長の決意をお願いします。

谷 町長

青野議員がおっしゃられたように各種詐欺事件等は新聞報道でもされてございますけども、鷹栖町につきましては健康福祉課に専門の相談員も配置しまして、それらのことについてすぐ対応できるような体制をとっています。

また、各住民センターでのパネル展を開かせていただいたりもしてございますし、これからも広報等でも周知しながら住民の方々が安心して安全に生活できるような、体制整備を進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上で質問を終わります。